

七飯町第4期総合保健福祉計画

第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画

《令和3年度～令和5年度》

概要版



令和3年3月
七飯町

● 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

当町では、障がいのある人もない人も、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりをめざし、「誰もが地域の中で生き生きと暮らすまち」を基本理念として、平成30年3月に「第4期障がい者プラン」及び「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

国では、平成18年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」）の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障がいの定義が見直されるとともに、障害者権利条約では障がいのある人に対する合理的な配慮の概念が盛り込まれました。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月から施行されているほか、平成30年4月には障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われ、新たな障がい福祉サービスの創設や障がい児に向けたサービス提供体制の充実が進められてきました。

これら一連の法整備を経て、平成26年1月に国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、障がいのある人の権利の実現に向けた国際協力等が一層強化されることが期待されます。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、当町においても、新たな法律に対応するよう国や道の動向に留意しつつ、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、障がいのある人の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい者福祉のニーズは多様化している傾向にあります。

これらを踏まえ、「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」が令和2年度末で計画期間を終了することから、国の基本方針等を反映した「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

「障がい福祉計画」及び「障がい児童福祉計画」は、障がいのある人のためのサービス提供体制の計画的な整備を推進する実施計画と位置づけられ、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」として一体的に策定します。

(2) 当町の関係する計画

本計画は、当町の最も基本となる計画である「第5次総合計画」や当町の福祉分野における基本理念を定めた「第4期総合保健福祉計画」「第4期地域福祉計画」、その他、本計画の関連計画との整合性を保ちつつ策定するものです。

3 計画の期間

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)
第4期障がい者プラン					
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画		

4 計画の対象者

障がい者とは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

5 計画の策定方法

（1）策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、七飯町総合保健福祉計画策定委員会設置要綱に基づく、「障がい福祉部会」による提言を受け策定しています。

（2）意向の把握

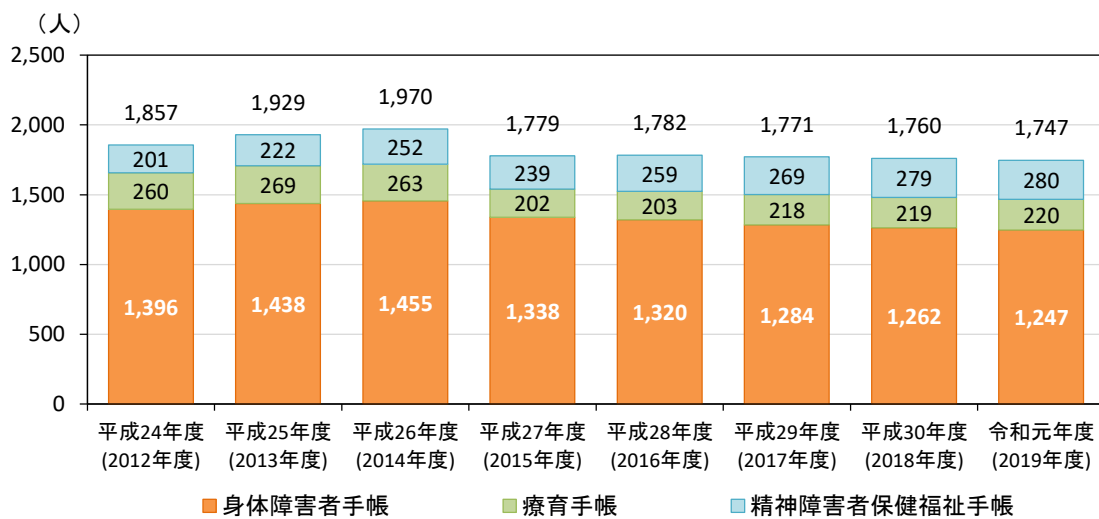
障がい福祉サービスの利用状況を把握するため、町内の障がい福祉サービス事業所を対象としたヒアリング調査を実施しました

● 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は平成27年度以降ゆるやかに減少しており、令和元年度は1,747人となっています。

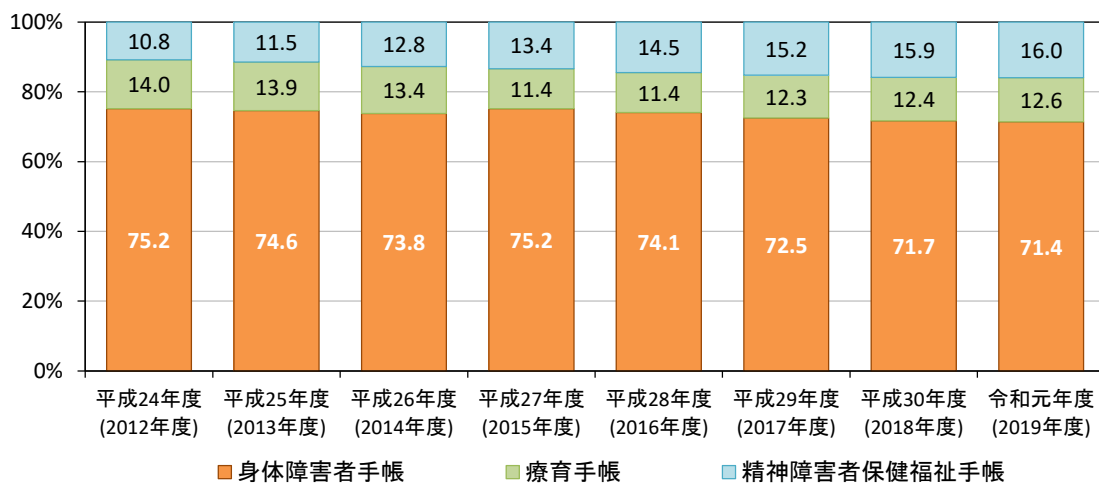
障害者手帳所持者割合をみると、身体障害者手帳所持者の割合は減少傾向となっていますが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は増加傾向にあります。

■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：七飯町（各年度末現在/平成26年度までは除票者を含む）

■ 障害者手帳所持者割合の推移



資料：七飯町（各年度末現在/平成26年度までは除票者を含む）

● 計画の基本的な考え方

1 障がいのある人の自己決定の尊重と自己選択の支援

「障がいのある人もない人もともに普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がいのある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、望む暮らしが実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

2 町が主体となって進める障がい福祉サービスの実施

障がいのある人がその種別にかかわらず、必要な障がい福祉サービスを身近なところで利用することができるよう、町が主体となってサービスの提供基盤の充実を図ります。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいがあってもともに暮らしていける社会の実現をめざし、入院や入所から地域生活への移行や定着のための拠点の整備、一般就労も含めて働く場の確保や拡大などの就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、地域全体で支える体制の整備を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

これからの総合的な福祉施策を考える上では、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりをめざす必要性が高まっています。

当町においても、地域における包括的な相談体制の整備に向けた取組を推進します。

また、様々な生活課題に対応できる包括的な地域ケアシステムを実現するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を進めます。

5 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

発達の遅れや障がいのある子どもの成長を支援するため、それぞれの成長過程に継続性と一貫性を持った対応ができるよう、事業者をはじめ教育機関や相談機関などの関係機関や庁内部署の連携強化を図り、重層的な支援体制の構築を図ります。

令和5年度末における成果目標

項目	目標	備考
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行		
令和5年度までの地域生活移行者数	1人	令和元年度末施設入所者数：63人
令和5年度までの削減見込	1人	
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
共同生活援助（グループホーム）の利用者数	10人	令和3～5年度における各年度の 数値目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	
(3) 地域生活支援拠点等*が有する機能の充実		
地域生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	1回	令和3～5年度における各年度の 数値目標
(4) 福祉施設から一般就労への移行等		
令和5年度の年間一般就労移行者数	3人	令和元年度の一般就労者数：2人
令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	3人	
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等		
令和5年度末の児童発達支援センターの設置数	1箇所	令和3～5年度における各年度の 数値目標
令和5年度末の保育所等訪問支援を実施できる事業所数	1箇所	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1箇所	
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置有無	設置	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人	
(6) 相談体制の充実・強化等		
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	令和3～5年度における各年度の 数値目標
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	
(7) 障がい福祉サービスの質の向上のための取組		
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	

*地域生活支援拠点等：障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等で、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能が求められています。

● 障がい福祉サービスの見込量(実利用者数)

サービス種別	サービス名称	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	18	18	18	18
日中活動系サービス	療養介護	7	7	7	7
	生活介護	87	87	87	87
	自立訓練（機能訓練）	3	3	3	3
	自立訓練（生活訓練）	1	1	1	1
	宿泊型自立訓練	1	1	1	1
	就労移行支援	7	7	7	7
	就労継続支援（A型）	7	8	9	10
	就労継続支援（B型）	85	86	88	90
	就労定着支援	2	2	2	3
	短期入所（福祉型）	3	3	3	3
	短期入所（医療型）	0	0	0	0
居住系サービス	自立生活援助	0	0	0	0
	共同生活援助（グループホーム）	57	58	59	60
	施設入所支援	64	64	64	63
相談支援	計画相談支援	27	28	29	30
	地域移行支援	0	0	0	0
	地域定着支援	0	0	0	0
障害児通所支援	児童発達支援（児童発達支援センター外）	20	21	22	23
	児童発達支援（児童発達支援センター）	20	21	22	23
	医療型児童発達支援	1	1	1	1
	放課後等デイサービス	90	91	92	93
	保育所等訪問支援	0	1	1	1
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0
障害児相談支援	障害児相談支援	22	24	26	28

● 地域生活支援事業の見込量

事業名称	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施
相談支援事業		—	—	—	—
障害者相談支援事業	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有無	設置	設置	設置	設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	延利用者数(人)	3	3	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業		—	—	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数(人)	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置者数(人)	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業		—	—	—	—
介護・訓練支援用具	給付件数(件)	4	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数(件)	4	3	3	3
在宅療養等支援用具	給付件数(件)	11	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	給付件数(件)	1	3	3	3
排泄管理支援用具	給付件数(件)	1,050	1,050	1,050	1,050
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	給付件数(件)	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	登録者数(人)	0	0	0	0
移動支援事業	実利用者数(人)	6	6	6	6
	利用量(時間/年)	370	370	370	370
地域活動支援センター(町内)	設置数(箇所)	1	1	1	1
	実利用者数(人)	10	10	10	10
地域活動支援センター(町外)	設置数(箇所)	3	3	3	3
	実利用者数(人)	5	5	5	5
訪問入浴サービス事業	実利用者数(人)	5	5	5	5
	利用量(時間/年)	360	360	360	360
日中一時支援事業	実利用者数(人)	2	2	2	2
	利用量(時間/年)	140	140	140	140
社会参加促進事業	事業数(事業)	1	1	1	1

七飯町第4期総合保健福祉計画

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

発行：北海道 七飯町
令和3年3月

〒041-1192 北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号

TEL 0138-65-2514 FAX 0138-65-9280

<https://www.town.nanae.hokkaido.jp/>